

上尾市電子契約 Q&A

No.	質問	回答
1	電子契約利用申出書は、案件を落札するたびに提出するのか。また、記載するメールアドレスは案件ごとに変更することはできるか。	申出書は案件ごとに提出いただきます。メールアドレスは、契約締結権限を有する方（社内規定等により代理権限を付与されている契約担当者等の従業員を含みます）が管理するメールアドレスであれば、案件ごとに変更できます。
2	電子契約システムの操作をテストで体験することは可能か。	可能であるため、市ホームページ「上尾市との契約手続きに電子契約を利用できます」の「電子契約システムの操作体験（テスト）の申込」を参照して申込を行ってください。
3	落札した後、利用申出書の他に提出が必要な書類をメールで提出することとされている（※）が、着手届や工程表についても遅滞なく同時に提出する必要があるか。 ※契約検査課ホームページ掲載資料「電子契約対象案件の契約締結フロー」	電子契約利用申出書と同時に提出をいただきたい書類は、受注者の方から提出いただく書類のうち、契約書に綴る必要がある書類（建設リサイクル法関係書類、特記仕様書等で定められた書類等）です。 契約書とは別に提出いただく着手届や工程表は電子契約利用申出書と同時に提出をいただく必要はありません。
4	建設工事や建築設計業務等において、電子契約利用申出書の他、必ず発注担当課に提出する、契約保証や前払金手続関係書類は、契約検査課に提出することとされている（※）が、別々に出さなければいけないのか。 ※契約検査課ホームページ掲載資料「電子契約対象案件の契約締結フロー」	契約保証、前払金手続関係の納付書の作成や書類提出は、引き続き総務部契約検査課（水道事業会計の発注案件は上下水道部経営総務課。以下「契約検査課等」）で行います（紙による契約締結手続きと同様です）。 このため、該当する案件については、発注課と契約検査課等にそれぞれ書類を提出いただく必要があります。
5	電子契約の場合には印紙税が免除されることについての法的な根拠は何か。 (内閣総理大臣による答弁・「五について」参照) (国税庁の照会回答)	電子契約は、内閣総理大臣による答弁および国税庁の照会への回答において、電子文書には印紙税が課税されないものとされています。 https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/02/10.htm
6	契約締結日はいつになるのか。	契約の当事者（受注者及び発注者）が電子契約システムで確認（署名）を行った日（上尾市の運用では市が確認（署名）を行った日）が契約締結日になります。
7	契約締結日は、電子契約システムで確認を行う契約内容を記録した電子データ（PDFファイル）に、最初から記載されているのか。	紙の契約書に記載していた契約締結日は、電子契約で署名をいただく契約内容を記録した電子データ（PDFファイル）には記載されません（契約の当事者（受注者及び発注者）が電子契約システムで確認（署名）を行った日（上尾市の運用では市が確認（署名）を行った日）が契約締結日になります）。 なお、市が電子契約システムにアップロードする契約内容を記録したデータ（PDFファイル）には、予め工期、履行期間または賃貸借期間の始期に契約締結日と同日を入力することとしています。

上尾市電子契約 Q&A

No.	質問	回答
8	建設工事や建築設計業務等において、上尾市では工期または履行期間の始期を契約締結日としているため、契約締結日が事前に確認できないと契約保証等の手続きを行うことができないが、どのように確認を行えば良いか。	入札案件の契約締結日は次のとおりです。 （一般競争入札）開札後に市発注課による確認後に、落札決定処理を行います。契約締結日は、落札決定日から7営業日以内の日付で、受注者と市発注課で調整して決定します。 （指名競争入札）指名業者に対して公開する「入札に関する注意事項」に契約日を記載しています。 なお、市が電子契約システムにアップロードする契約内容を記録したデータ（PDFファイル）には、予め工期または履行期間の始期に契約締結日を入力することとしています。 (参考)契約締結完了後はPDFファイルの署名パネル又は電子契約締結証明書により契約締結日を確認できます。